

監査報告書

2025年4月23日

公益財団法人 住友財団
理事長 住友吉左衛門 殿

公益財団法人 住友財団

監事 高波 博之 (印)

監事 橋本 雅博 (印)

監事 渡邊 利夫 (印)

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事及び使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第42条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る財務諸表等（貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書並びに正味財産増減計算書内訳表）、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、当法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 財務諸表等の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上